



2018年5月9日

各位

会社名 塩野義製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 手代木 功
(コード番号 4507 東証第一部)
問合せ先 広報部長 京川 吉正
TEL (06) 6209-7885

譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の変更に関するお知らせ

塩野義製薬株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：手代木 功、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、役員報酬の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年6月20日開催予定の第153回定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の概要等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」）に対し、当社の中長期的な業績との連動性を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の概要

本制度は、一定期間継続して当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員を務める事を条件とする「長期株式報酬」と、当該条件に加えて当社の中長期的な企業価値向上に向けた業績目標の達成を条件とする「中期業績連動株式報酬」により構成されます。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度による当社の普通株式（以下「本株式」）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、以下の①～④等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

- ① 一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること
- ③ 譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったこと
- ④ 中期業績連動株式報酬については、③の条件に加え、自己資本利益率（ROE）等、当社の中期経営計画で掲げた定量目標、その他当社の取締役会であらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の本株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限

を解除すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分ができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

2. 本制度の導入条件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第142回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）とご承認をいただいております。また、2011年6月24日開催の第146回定時株主総会において、上記報酬額の範囲内で、社外取締役を除く当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をいただいております。

本制度では、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のための報酬として金銭債権（以下「金銭報酬債権」）を支給することとなるため、本制度の導入に伴い、本株主総会では、当社の取締役の報酬額を現行の年額4億5,000万円以内から年額7億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。以下、「報酬総額」）に改定することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

ただし、長期株式報酬は従来の株式報酬型ストックオプションに代わるものとして導入するため、その付与額については従来のストックオプションと同程度にする予定です。従いまして、取締役の報酬額のうち、今回の改定による増額の対象は、主に中期業績連動株式報酬に基づき支給する金銭報酬債権となります。これにより、取締役報酬における業績との連動性が一層明確になるとともに、株式を保有することによる株主の皆様との一層の価値共有を図ることができると考えております。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、長期株式報酬と中期業績連動株式報酬をあわせて年75,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

なお、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、従来の株式報酬型ストックオプションは廃止することとし、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の付与は行わない予定です。

3. その他

本制度に関する議案が、本株主総会において承認可決された場合、対象取締役のほか、当社の執行役員に対しても、「長期株式報酬」と同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。これに伴い、取締役と同様、執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権の付与も行わない予定です。

以上